

2023年度（公財）国土育英会

標記財団からの推薦依頼に基づき、以下のとおり、募集します。応募に際しては必ず、募集要項等で詳細を確認してください。

応募資格	<p>(1) 財団が提示する応募資格を全て満たすこと。 学部2年生～4年生：直近GPAが3.5以上である者。 大学院生：大学及び大学院における成績が優れ、将来、研究者または高度の専門性を有する職業人として活動する能力があると認められる者。</p> <p>(2) 在留資格が「留学」であること（あるいは「留学」へ変更申請中であること）。</p> <p>(3) 2023年度において休学、原級、在籍原級、留籍をしていないこと、またその見込みがないこと。ただし、成績不良によらない休学をしたことに伴う原級・在籍原級・留籍についてはこの限りではない。</p> <p>(4) 2022年度に懲戒処分を受けていないこと。また、応募時点で懲戒処分期間中ではないこと。</p> <p>(5) 直近のGPAが、学部生・大学院生ともに3.5以上（会計専門職研究科学生のみ2.5以上）であること。ただし、新入生（学部・大学院とも）については、当該GPAは問いません。</p>
推薦者数	1名 (全国の大学から推薦された候補者に対して財団による選考が行われ、最終的に3名が採用される予定)
学内締切（厳守）	2023年4月21日（金）17：00
提出書類	募集要項をよく確認し、(1)～(4)を提出すること。 (1)奨学生願書／収入調査書（指定書式） (2)指導教員の推薦書（自由様式：厳封） (3)成績通知表 (4)在留カード（写し） なお、学内選考通過者には、後日、成績証明書（原本）、健康診断書（原本）を提出いただきます。
提出先	国際教育事務室（駿河台・和泉・生田）または中野教育研究支援事務室
重要事項	なし
注意事項	<p>(1) 応募に際しては必ず、「募集・推薦要項」で詳細を確認してください。</p> <p>(2) 学内での応募についてはこの学内募集要項の指示にしたがってください。</p> <p>(3) 不明な点がある場合には、国際教育事務室、中野教育研究支援事務室（中野キャンパス低層棟3階）へ問い合わせることとし、<u>直接、当該財団に問い合わせないでください。</u></p> <p>(4) 学内応募については、他の奨学金との併願を認めますが、併給が認められない複数の奨学金には推薦しません。また、大学推薦の奨学金に推薦されている学生については、併給の認められない他の奨学金への応募を認めません。</p>
個人情報の取り扱いについて	明治大学は、「学校法人明治大学個人情報保護方針」ならびに本学「個人情報の保護に関する規程」に基づき、日本学生支援機構奨学金、学内奨学金、その他の学外奨学金の申請者及び保護者等関係者の個人情報（学籍異動・成績情報を含む）を奨学金業務を適切に遂行する目的以外には使用しません。また、個人情報提供先については、法令に遵守した形で行い、これらの目的以外に個人情報を利用しないことを約束します。
お問い合わせ	〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1 明治大学 国際教育事務室 奨学金担当 TEL:03-3296-4146 Email:isupport@meiji.ac.jp

公益財団法人国土育英会 2023 年度奨学生募集要項(留学生向け)

2023年3月1日改訂

東京都渋谷区神南1-12-14

公益財団法人 国土育英会

1. 奨学金制度の概要

(1) 奨学金給付内容について

- ① 支給額: 月額10万円(給付型奨学金であり、返済の必要はありません。)
- ② 毎月末日支給(月末が金融機関の休業日に当たる場合はその前日となります。)
- ③ 支給開始予定日: 2023年6月末日(6月末日は4月~6月分の計3ヶ月分を一括支給予定です。)

(2) 奨学期間: 支給開始年から在学課程最終年度末まで

(3) 募集人数: 3名を予定

(4) 他の奨学金制度との併給も可能です。

2. 応募資格

- (1) 修学・研究のために来日し、学業、人物ともに優秀、かつ健康であって、学業の維持のために奨学金の給与が必要と認められる者
- (2) 2023年4月時点で正規生として大学・大学院に在学する留学生を対象とし、所属学部・学科は不問です。
- (3) 東京都内での面接、または Web 面接が可能な者とします。(6月初旬を予定)
- (4) 毎年年度末に、成績証明書、在学証明書または卒業証明書を提出して頂きます。
- (5) 当財団が開催する交流会へ参加して頂きます。開催する際は事前にご連絡させていただきます。遠方の方は交通費等負担のないよう配慮させていただきます。

3. 応募方法

(1) 必要書類

- ① 奨学生願書/収入調査書(当財団所定のフォーマット、写真添付必要)
- ② 在学学校長又は指導教授の推薦書原本
- ③ 在学証明書原本
- ④ 成績証明書原本(大学の直近の成績証明書を提出できない場合は、提出不要)
- ⑤ 健康診断書原本(直近1年以内に実施したもの)
- ⑥ 在留カード写し

(2) 受付期間

2023年4月3日(月)~2023年5月15日(月)

4. 選考方法

第一次選考の書類選考、第二次選考の面接を経た上で決定を行います。面接選考スケジュールについては、下記の通りの予定となっております。

2023年5月15日(月)	奨学生応募書類受付の締切
2023年5月26日(金)	各大学へ書類選考の結果連絡
2023年6月2日(金)、5日(月)、6日(火)、 7日(水)、8日(木)、9日(金)	面接予定日
2023年6月16日(金)	最終選考結果の連絡、奨学生必要書類の配布
2023年6月30日(金)	奨学金支給開始予定

※応募に関する問い合わせは、各大学の担当窓口にお申し出ください。

※応募締切日までに健康診断書が間に合わない場合は、後日郵送で対応致します。

※対面面接の場所は、公益財団法人国土育英会事務所(東京都渋谷区神南1-12-14)を予定しております。

※面接の日程・時間については、2023年5月26日の書類選考結果の連絡時に、各大学のご担当の方へご連絡して、日程調整をさせて頂く予定です。

※最終選考結果及び奨学生採用の手続必要書類は、各大学のご担当窓口へ郵送いたします。その後大学経由もしくはご本人と直接連絡を取って、書類が揃った段階で奨学金の支給を開始する流れとなります。

※応募にあたって提出いただいた書類は、奨学生の選考及び奨学金給付の管理にのみ使用します。また奨学生に選考されなかった方の書類は当財団で破棄いたします。

以上

Kokudo Scholarship Foundation - Information for FY2023 Scholarship Applicants
(For Exchange Students)

Revised Mar. 1, 2023
1-12-14 Jinnan, Shibuya-ku, Tokyo
Kokudo Scholarship Foundation

1. Outline of Scholarship System

1. Payment of Scholarship
 1. Amount Provided: ¥100,000 per month (This scholarship is paid to the recipient and does not need to be reimbursed to the foundation at a later date.)
 2. Paid to recipient on the last day of each month (If the last day of the month coincides with a bank holiday, then payment will be provided on the day prior.)
 3. Date Scheduled for Payment to Begin: Last day of June, 2023. (Payment for the four months of April, May and June will be paid together on the final day of June.)
2. Term of Scholarship: From the first year of payment until the end of the final academic year of enrolment.
3. Number of Recipients: 3 (planned)

2. Requirements for Application

1. Students who come to Japan for studies or research; are of upstanding character and in good academic standing; are in good health; and are recognized as having financial difficulties with payment of tuition.
2. Potential recipients are those from countries outside of Japan who matriculated as regular students (either undergraduate or graduate) as of April 2023, regardless of academic department or field of study.
3. Those who can attend an interview or Web interview in Tokyo (scheduled for the early of June).
4. We ask that an academic transcript and either a certification of enrolment or a graduation diploma be presented at the end of each academic year.
5. Recipients will be asked to join assemblies organized by our foundation.

3. How to Apply

1. Required Documents
 1. Written scholarship application form and income survey (Using our foundation's set format. Photograph required.)
 2. Letter of recommendation from either the student's current principal or from an advising teacher/professor.
 3. Certificate of enrolment.
 4. Academic transcript. (For students who are unable to provide his or her most recent transcript, submission is not necessary.)
 5. Health certificate.
 6. Copy of residence card.
2. Application Period
April 3, 2023 (Mon.) through May 15, 2023 (Mon.)

4. Application Review Process

Applicants who pass the first screening (review of submitted documents) will be decided upon after an interview to be held at a later date. The schedule for the interview screenings will be carried out as follows:

May 15, 2023 (Mon.)	Deadline for submission of scholarship applications
May 26, 2023 (Fri.)	First screening results made available to each university
June 2, 2023(Fri.), June 5, 2023 (Mon.), June 6, 2023 (Tues.), June 7, 2023(Wed.), June 8, 2023(Thur.) or June 9, 2023(Fri.)	Interviews held
June 16, 2023 (Fri.)	Final results of application announced, necessary documents for scholarship recipients sent out to each university
June 30, 2023 (Fri.)	Payment of scholarship commences

- * Interviews are planned to be held at the Kokudo Scholarship Foundation office (1-12-14 Jinnan, Shibuya-ku, Tokyo).
- * Dates and times for interviews are planned to be provided to representatives at each university during the announcement of first document screening results on May 26,2023.
- * The final results and necessary paperwork for receiving the scholarship will be mailed to the appropriate department of each university. Contact with the recipient will then be established either through the university or directly with the student, whereupon scholarship payment will commence upon submission of all necessary documents.
- * Documents submitted will be used only for selection and, in the event of acceptance, scholarship payment to successful students. Furthermore, all documents of those who are not awarded scholarships will be destroyed.

公益財団法人国土育英会 奨学生採用実績

2023年3月1日

公益財団法人 国土育英会

公益財団法人国土育英会は、昭和33年に設立以降、65年間で計795名の奨学生に奨学金を給付して参りました。当財団の目的である、「一般有為の学生のうち、学術優秀、品行方正、身体頑健でありながら、経済的理由によって修学が困難なものに対し、奨学援助を行い、もって社会有用の人材を育成する」ことを達成するために、近年は20名以上の奨学生に奨学金を支給しており、卒業等による欠員人数分新たに募集を行っております。

以下に近年の奨学生採用・奨学金給付実績を記載します。

年度	新規奨学生採用数	総支給者数	奨学金支給額合計	支給者の大学名
平成27年度	6名	計20名	4,320,000	東京大学、東京外語大学、一橋大学、中央大学、東海大学、東京理科大学、東洋大学、明治大学、立教大学、早稲田大学、慶應義塾大学、
平成28年度	9名	計20名	4,320,000	埼玉大学、千葉大学、東京大学、東京外国語大学、東京農工大学、一橋大学、青山学院大学、中央大学、東京理科大学、東洋大学、明治大学、立教大学、慶應義塾大学
平成29年度	10名	計22名	7,596,000	国際基督教大学、東京外国語大学、東京農工大学、明治大学、日本大学、東京大学、東京工業大学、東京理科大学、千葉大学、中央大学
平成30年度	7名	計22名	7,704,000	東京大学、東洋大学、東京外国語大学、千葉大学、慶應義塾大学、国際基督教大学、明治大学、日本大学、東京農工大学、東京工業大学、東京海洋大学、筑波大学、電気通信大学
平成31年度	9名	計22名	6,888,000	東京外国語大学、千葉大学、国際基督教大学、日本大学、東京工業大学、慶應義塾大学、筑波大学、東海大学、電気通信大学、東京学芸大学、お茶の水女子大学、学習院大学、立教大学、一橋大学、北海道大学
令和2年度	11名	計22名	7,596,000	東京外国語大学、東京工業大学、東京学芸大学、お茶の水女子大学、学習院大学、横浜国立大学、一橋大学、東海大学、北海道大学、慶應義塾大学、日本大学、駒澤大学、明治大学、東京大学、埼玉大学、熊本大学、筑波大学、愛媛大学、東北大学、新潟大学、京都大学
令和3年度	8名	計22名	7,704,000	お茶の水女子大学、学習院大学、横浜国立大学、一橋大学、北海道大学、慶應義塾大学、駒澤大学、明治大学、東京大学、熊本大学、筑波大学、愛媛大学、東北大学、新潟大学、国際基督教大学、宇都宮大学、東京工業大学
令和4年度	3名	計22名	7,704,000	お茶の水女子大学、学習院大学、横浜国立大学、一橋大学、北海道大学、慶應義塾大学、駒澤大学、明治大学、東京大学、熊本大学、筑波大学、愛媛大学、国際基督教大学、新潟大学、宇都宮大学、東京工業大学、崇城大学、千葉大学
令和5年度(予定)	15名	計22名		

以上

公益財団法人国土育英会
奨学金給与規程

令和3年1月18日施行

公益財団法人国土育英会奨学金給与規程

第1章 総 則

公益財団法人国土育英会（以下、「本会」という）定款第3条の規定に基づき、この規程を定める。

（奨学生の資格）

第1条 本会の奨学生は、次のいずれかに該当する者でなければならない。

- （1）日本の大学又は大学院に在籍する正規学生である日本人学生のうち、学業、人物ともに優秀で、かつ健康であって、学業の維持のために奨学金の給与が必要と認められる者
- （2）修学・研究のために来日し、日本の大学又は大学院に在籍する外国籍学生のうち、学業、人物ともに優秀で、かつ健康であって、学業の維持のために奨学金の給与が必要と認められる者

（奨学生の種類）

第2条 奨学生の種類は大学奨学生とする。

（奨学金の額及び給与期間）

第3条 この規定の第1条（1）の奨学生に給与する奨学金の額は、月額18,000円とし、第1条（2）の奨学生に給与する奨学金の額は、月額100,000円とする。

2 前項の奨学金を給与する期間は、正規の最短修業年限の終期までとする。

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

（奨学生の募集）

第4条 奨学生の募集は、毎年4月から5月にかけて行うものとする。ただし、理事会の決定により、臨時の募集時期を設定することができる。

2 奨学生の募集は、各大学の学生課を経由して行う。

（願書提出時の必要書類）

第5条 この規程の第1条（1）の奨学生志望者（日本人学生）は、次に掲げる書類を本会に提出するものとする。

- （1）奨学生願書（本会所定様式あり、写真添付のこと）
- （2）在学学校長又は指導教授の推薦書
- （3）在学証明書
- （4）成績証明書（大学1年次生は、高校卒業時の成績証明書）
- （5）所得証明書又は納税証明書
- （6）健康診断書

2 この規程の第1条（2）の奨学生志望者（外国籍学生）は、次に掲げる書類を本会に提出するものとする。

- (1) 奨学生願書（本会所定様式あり、写真添付のこと）
- (2) 在学学校長の推薦書
- (3) 在学証明書
- (4) 成績証明書（大学の直近の成績証明書を提出できない場合は、提出不要）
- (5) 収支調査書（本会所定様式あり）
- (6) 健康診断書
- (7) 在留カード写し

（奨学生採用の選考基準）

第6条 この規程の第1条（1）の奨学生志望者（日本人学生）のうち奨学生として採用する者は、次の基準を満たす者であることを要する。

- (1) 心身ともに健康であること
 - (2) 学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること
 - (3) 奨学生を扶養する世帯の総所得金額が600万円以下であること
 - (4) 特定の分野において、特に優れた資質能力があり、その資質能力を証明することができること
 - (5) 大学1年次生については、高等学校の成績証明書の評定平均値が4.0以上（5段階評価時）であること
 - (6) 大学2年次生以上については、前年時のGPAが3.5以上又は成績評価値の総合点が80点以上に準ずる成績であること
 - (7) 大学院生については、大学及び大学院における成績が優れ、将来、研究者又は高度の専門性を要する職業人として活動する能力があると認められること
- 2 この規程の第1条（2）の奨学生志望者（外国籍学生）のうち奨学生として採用する者は、次の基準を満たす者であることを要する。

- (1) 心身ともに健康であること
 - (2) 学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること
 - (3) 月額平均収入（仕送り）が月額平均支出を下回ること
 - (4) 特定の分野において、特に優れた資質能力があり、その資質能力を証明することができること
 - (5) 大学2年次生以上については、前年時のGPAが3.5以上又は成績評価値の総合点が80点以上に準ずる成績であること
 - (6) 大学院生については、大学及び大学院における成績が優れ、将来、研究者又は高度の専門性を要する職業人として活動する能力があると認められること
- 3 第1項又は第2項の基準を満たさない者であっても、同項の条件を総合的に考慮して、奨学生の候補者にふさわしいと判断される者については、奨学生として採用することができる。

（奨学生の採用）

第7条 本会の理事長は、この規定の第5条の書類を受け取ったのち、書類の内容を確認し、前条の基準を満たす者を選考する（以下、「一次選考」とする）。

- 2 理事長及び事務局長は、一次選考で選考された奨学生候補者と面談をした上で、選考基準の確認を行い、奨学生候補者の選考をする（以下、「二次選考」とする）。
- 3 奨学生選考委員会は、二次選考で選考された奨学生候補者の中からさらに奨学生として採用する者を選考する（以下、「最終選考」とする）。
- 4 最終選考で選考された奨学生候補者について、理事長がその採用を決定し、在学学校長

を経てその結果を本人に通知する。

- 5 奨学生として採用された者は、前項の通知を受けた日から、15日以内に署名・押印をした契約書を理事長あてに提出しなければならない。

(奨学金の交付)

第8条 奨学金は、毎月一定日に交付するものとし、特別の事情あるときは、複数月分の奨学金を合わせて交付することができる。

- 2 奨学金の交付は、銀行振込みによるものとする。

(学業成績及び生活状況の報告)

第9条 奨学生は、毎年度末、学業成績表及び生活状況報告書を理事長あてに提出しなければならない。

(異動届出)

第10条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。ただし、奨学生が病気その他の事由により届け出ることができないときは、保証人が届け出るものとする。

- (1) 休学、転学若しくは退学したとき又は長期にわたって欠席しようとするとき
- (2) 停学、その他の処分を受けたとき
- (3) 氏名、住所その他重要な事項に変更のあったとき

(奨学金の休止)

第11条 奨学生が、次の各号の一に該当すると認めるときは、選考委員会の決定を経て、奨学金の交付を一時休止する。なお、交付を休止する時期は選考委員会で決定する。

- (1) 在学学校の休暇時期以外の時期に1か月以上日本を離れる場合
- (2) 一定期間、奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (3) 前各号のほか、奨学金の支給を休止せざるをえない理由が生じたとき

(奨学金の廃止)

第12条 奨学生が、次の各号の一に該当すると認めるときは、在学学校長の意見を徴し、且つ選考委員会の決定を経て、奨学金の交付を廃止する。なお、交付を廃止する時期は選考委員会で決定する。

- (1) 本会与連絡がとれず、奨学金の銀行振込ができなくなったとき
- (2) 本会に無断で留学したとき
- (3) 傷い疾病などのため留年したとき、又は卒業の見込みがなくなったとき
- (4) 学業成績又は操行が不良のため留年したとき、又は卒業の見込みがなくなったとき
- (5) 1ヶ月以上の長期欠席が続いたとき
- (6) 休学又は退学したとき
- (7) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
- (8) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (9) その他第1条に規定する奨学生としての資格を失ったとき
- (10) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

(奨学金の辞退)

第13条 奨学生は、いつでも在学学校長を経て奨学金の辞退を申し出ることができる。

第3章 奨学生の指導

(奨学生の指導)

第14条 奨学生の資質の向上を図るため、学業成績及び生活状況に応ずる適切な指導・助言を行うものとする。

第4章 補 則

(実施細目)

第15条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、令和3年1月18日から施行する。